

ID: 10

担当部署: 福祉環境課

<b>処分の概要</b>	印鑑登録証明書の交付		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町印鑑条例 第13条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に対して印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を複写機により作成した写し、又は光学画像読取装置その他これに準ずる機器により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出ししたものをいう。)について、その写しが当該申請者に係る印鑑登録原票に登録されたものに相違ない旨を証明する書面(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日